

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 10

|  |                                    |    |
|--|------------------------------------|----|
| 処 分 名  | 定期券等の再交付                           |    |
| 処 分 の 概 要  | 破損した自転車等駐車場定期利用券等を再交付する。           |    |
| 根 拠 法 令 名  | 松山市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則(平成31年規則第7号) |    |
| 条 項  | 第21条第1項                            |    |
| 所 管 課  | 都市生活サービス課                          |    |
| 経由機関での処理期間   | なし                                 |    |
| 所管課での処理期間  | 即日                                 |    |
| 標準処理期間   | 計                                  | 即日 |
| 判断基準   | 松山市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則第21条を基準とする。  |    |
| 【根拠法令等】  |                                    |    |
| 松山市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則   |                                    |    |
| 第21条 定期利用者は、定期券又は定期利用シールを破損したときは、定期利用券等再交付申請書(様式第10号)を市長に提出し、当該破損した定期券又は定期利用シールと引換えに再交付を受けることができる。 |                                    |    |
| 2 前項に定める場合を除き、定期券又は定期利用シールは、再交付しない。  |                                    |    |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

